

平成28年3月1日から

登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

■平成28年3月以前の流れ



■平成28年3月以降の申請の流れ



【ご注意ください】

—以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です—

- 納付後、すぐに継続検査を受ける方(口座振替による納付を除く)

※納付後、運輸支局等で納付確認が可能になるまで数日を要します。

納税通知書に添付されている納税証明書(領収日付印のあるもの)をご提示ください。

→領収日付印は、金融機関の窓口・コンビニエンスストア・県地方局(支局)窓口で納付した場合に押印されます。

- 身体障害者等減免を受けている方で、5月末日から7月中旬までに継続検査を受ける方